

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定による工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の排出を規制する地域（以下「規制地域」という。）及び第4条第1項の規定による特定悪臭物質の規制基準を次のとおり定め、令和4年 月 日から適用し、平成24年小樽市告示第79号は廃止する。

小樽市長 迫 俊哉

1 規制地域

A区域を次の図のとおり指定する。

（「次の図」は、省略し、小樽市生活環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

2 規制基準

(1) 法第4条第1項第1号の規定に基づく敷地の境界の地表における規制基準

区域の区分		A区域
規制物質		
アンモニア	ppm	1
メチルメルカプタン	ppm	0.002
硫化水素	ppm	0.02
硫化メチル	ppm	0.01
二硫化メチル	ppm	0.009
トリメチルアミン	ppm	0.005
アセトアルデヒド	ppm	0.05
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.009
イソバレルアルデヒド	ppm	0.003
イソブタノール	ppm	0.9
酢酸エチル	ppm	3
メチルイソブチルケトン	ppm	1
トルエン	ppm	10
スチレン	ppm	0.4
キシレン	ppm	1
プロピオン酸	ppm	0.03
ノルマル酪酸	ppm	0.001
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009
イソ吉草酸	ppm	0.001

(2) 法第4条第1項第2号の規定に基づく煙突その他の気体排出口における規制基準

(1)で定める規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「環境省令」という。）第3条に定める方法により、特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに算出して得た流量

(3) 法第4条第1項第3号の規定に基づく排出水に含まれる特定悪臭物質の敷地外における規制基準

(1)で定める規制基準を基礎として環境省令第4条に規定する方法により算出したメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルの種類ごとの排出水中の濃度の値。ただし、メチルメルカプタンは、環境省令第4条の規定により算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合は、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

備考 特定悪臭物質の測定は、昭和47年5月30日環境庁告示第9号に定める方法によることとする。